令和６年１月１６日

徳島県教育委員会
　教育長　　榊□　浩一　殿

徳島県小中学校管理職員協議会
会長　近藤　太

令和５年度　勤務条件に関する要望書

　徳島県教育委員会におかれましては，本県教育の振興発展のため，格別の御配慮と御尽力を賜り深甚の敬意を表します。
　さて，令和５年度の勤務条件に関し，次の諸点につきまして適切な処置を講じていただけますよう要望いたします。

要　望　事　項

※ □内は回答

１　人事異動要綱の趣旨に則り，校長の経営上の意見が十分反映されるよう，校長の具申権をより尊重した人事異動を推進すること。

人事異動は，人事異動要綱に則って実施し，面接等において，各市町村教育委員会を通じ，各小中学校長の意見を十分にお聞きしたいと考えており，各学校の実情や経営上の意見を十分尊重する努めてまいります。

２　定期的な面接には，意図・目的を明示し，段階的に進展のある面接とすること。
　特に最終面接には十分に時間をかけた適切な人事異動に努力すること。

人事異動に係る面接は，それぞれの時機に応じた目的を持って実施しており，その目的が十分達成できるよう実施してまいります。

３　定年延長制を見据え，将来を見通した計画的かつ継続的な人事異動を実施すること。

人事異動については，定年年齢の段階的引上げも踏まえながら，今後とも適切に対応してまいります。

４　年齢及び性別構成等を考慮した人事異動を実施すること。

５　管理職任用においては，教育実績はもとより，経験，意欲，人間性や見識を重視した任用を図るとともに，校長の内申を尊重すること。

６　女性管理職の積極的な任用を図ること。

男女を問わず，真に優秀な教員を管理職に任用してまいります。女性管理職の任用については，受審者が増えるように市町村教育委員会に働きかけているところであり，引き続き，推進してまいります。

７　計画交流については，実績，経験，意欲，人間性や見識を重視して適格者を配置すること。

８　教頭の全校配置と大規模校等への複数配置を推進すること。また，小規模校及び大規模校の複数教頭の内１名は枠外配置とすること。

教頭の配置については，市町村教育委員会，校長と協議しながら行っているところです。また，教頭の加配での配置は困難です。

9 小学校における外国語活動（英語）の専科教員とプログラミング教育充実のための支援員の配置を図ること。

本年度は，英語専科教員を 18 名配置したところです。専科教員の配置については，その成果を検証するとともに，県全体の定数状況を踏まえながら，検討してまいります。プログラミング教育に特化した支援員を配置することは困難ですが，総合教育センターにおいて要請訪問や電話等による相談に対応しています。

10 小学校６学級以上に専科教員の更なる増員を図ること。

８学級以下の小学校で高学年に複式学級を有しない学校に「教科担任制」に係る加配を予定しているところです。
専科教員の配置については，その成果を検証するとともに，県全体の定数状況を踏まえながら，検討してまいります。

11 中学校における免許外教科の解消のため，非常勤講師等の配置を図ること。

中学校の免許外教科担任の解消については，重要な課題として受けとめ，加配措置，非常勤講師の派遣などに努めているところです。

12 へき地，小規模校に複式学級解消等の加配教員を配置すること。

加配教員については，学校訪問や市町村教育委員会等の要望を踏まえながら，実情を的確に把握し，配置しているところです。厳しい定数状況の中，全県的な状況を見ながら配置してまいります。

13 いじめ，不登校，子供の貧困問題や学校トラブル等の早期解決のための条件整備を図ること。
① 生徒指導・特別支援教育・外国人児童生徒等の個別の教育課題への人的対応
② スクールカウンセラー，スクールソーシャルワーカーの相談時間の拡充及び巡回相談員の増員
③ 法的な専門相談員としてのスクールロイヤーの派遣

① 加配教員については，学校訪問や市町村教育委員会等の要望を踏まえながら実情を的確に把握し，配置しているところです。
② スクールカウンセラーについては，全ての公立小中学校及び県立学校に配置・派遣し，継続的なカウンセリングを行うとともに，学校からの要請に応じ，緊急派遣を実施し，児童生徒の心のケアに当たっております。
また，スクールソーシャルワーカーについては，全市町村教育委員会への配置により，教育相談体制の充実を図っております。引き続き，配置拡充に向け，予算の確保に努めてまいります。
巡回相談員については，厳しい定数事情の中，増員に努めてきたところですが，今後とも相談員活動の取組状況等を踏まえながら検討してまいります。
③ いじめ防止等対策をはじめとした諸課題について，学校が法律の専門家であるスクールロイヤーへの相談を必要としている事案は増加しており，徳島弁護士会と連携し県内の弁護士にスクールロイヤーとして登録していただき，公立学校を対象に必要時に派遣できる体制を整備しているところです。

14 人権教育推進に伴う適切な人的配置に努めること。

15 正規教職員による養護教諭，事務職員，栄養教諭，学校栄養職員の配置拡充と大規模校及び中規模校への複数配置を図ること。

養護教諭，事務職員，栄養教諭・学校栄養職員の配置については，標準法に則り行っているところです。

16 市町村教育委員会に対して，小学校長の幼稚園長兼務の解消を引き続き強く要請すること。

小学校の幼稚園長兼務の解消については，機会をとらえ市町村教育委員会にお願いしてきたところです。今後とも，要望の趣旨を踏まえ，お願いしてまいります。

17 新たな教職員定数改善計画を早期に確立し，法改正による中２～中３の３５人学級の実現と，個別の教育課題に対応した教職員定数の改善を計画的に実施するよう関係部局へ強く働きかけること。

教職員の配置については，今後とも国の教職員定数に則り，行ってまいります。中2，中3の少人数学級編制については，研究加配により対応を検討しています。また，個別の教育課題に対応した必要な教職員数の確保について国に要望してまいります。

18 様々な教育課題に対応するため，県単教員の確保を図ること。

19 安定した教育活動が行われるように，産前・産後休暇，育児休業，介護休暇，病気休暇等の教職員を補充するための臨時的任用職員の確保や配置について適切な施策を図ること。

代替教員の確保については，ティーチャーズバンク登録の申請において，電子申請で手軽に行えるよう改善を図っております。さらに求人情報サイトやCATVを活用し，新たな広報活動を実施しているところです。 また，本年度新たに「徳島の教員魅力発信！フォーラム」を開催するなど，教員を目指す若い世代に対する情報発信も進めているところです。 引き続き，ティーチャーズバンクやマイスターバンクの周知を図り，補充教職員の確保に努めてまいります。

20 学校における「働き方改革」推進のための実行性のある施策を図ること。
① 臨時的任用教員の確保できる具体的な方策
② 重責と激務を担う校長が心身の健康を維持し，校長の校務を遂行できるための支援
③ 激務にさらされている副校長・教頭の職務多忙化の減少を図るための支援
④ 部活動指導員並びにスクール・サポート・スタッフの増員と条件整備の拡充
⑤ 給食費の公会計化
⑥ １年単位の変形労働時間制の導入の弾力的な運用

① ティーチャーズバンク登録の申請について，R3年度より電子申請で手軽に行えるよう改善を図っています。さらに昨年度は求人情報サイトやCATVを活用し，新たな広報活動を進めてまいりました。また，徳島と東京の２会場で「徳島で教員になろうフォーラム」を開催しました。今年度は高校生向けの「徳島の教員魅力発信フォーラム」を実施しており，若者向けに教員の魅力を発信にし，長期的に教員志望者の拡大を目指した取組も行っております。引き続き，ティーチャーズバンクやマイスターバンクの周知を図り，補充教員の確保に努めてまいります。 ②・③ 教職員の健康管理については，必要な施策を展開しているところであり，特に管理職に対する個別サポートとして，「教職員相談事業」及び「教職員健康相談事業」の活用を促進してまいります。 なお，新任教頭配置校には，非常勤講師を加配する取組も進めています。 ④ 運動部の部活動指導員につきましては，市町村からの要求に基づいて予算を確保しており， 本年度，現時点では，昨年度の５０名から１９名増の６９名が配置されています。文化部の部活動指導員につきましては，本年度より予算を確保し，配置に向け調整を進めています。引き続き予算の確保に努めるとともに，市町村教育委員会に対し，活用を促してまいります。 また，教員業務支援員については，本年度，昨年度の５２名から３７名増の８９名が配置されています。引き続き，市町村教育委員会と連携し活用を促してまいります。 ⑤ 給食費の公会計化について，市町村教育委員会に対し，先進地における優良事例を紹介するなどの支援を行ってまいります。 ⑥ 制度の周知と効果的な運用について，引き続き市町村教育委員会と連携を図ってまいります。

21 令和５年度開始の定年延長制を踏まえて，令和５年度末役職定年となる管理職員に対して本人の希望を尊重した役職定年後の働き方とするとともに，教育管理職の経験を活かせる職種拡大の整備を進めること。

役職定年後の働き方については，情報提供を丁寧に行うとともに，教育管理職が，これまでに培ってきた知識や経験，専門性を活かして，モチベーションの維持・向上ができるような多様な働き方について，関係機関とも連携して研究してまいります。

22 令和７年度以降における「役職定年制」の特例として認められる「特定管理監督職群」（校長・副校長・教頭）のより具体的な内容の情報提供と積極的な運用を図ること。

「特定管理監督職群」の制度については，引き続き情報提供できるよう努めてまいります。
なお，「特定管理監督職群」は「役職定年制」の特例であり，管理職の欠員を容易に補充できない場合にのみ任用する制度となっています。

23 令和６年度廃止の再任用管理職制度を踏まえて，再任用管理職員への面接や意思確認等は，本人の希望を十分に尊重して進めること。また，再任用管理職退職後の再任用等について相談できる窓口の設置等とその啓発を十分図るとともに，教育管理職の経験を活かせる職種拡大の整備を進めること。

本人の希望等を十分に伺ってまいります。再任用管理職退職後に教育委員会の再任用を希望をする方については，引き続き適切に対応してまいります。教育管理職が，これまでに培ってきた知識や経験，専門性を活かして，モチベーションの維持・向上ができるような多様な働き方について，関係機関とも連携して研究してまいります。

24 ５類感染症への移行後の学校における新型コロナウイルス感染症対策について適切な措置を講じること。

学校における新型コロナウイルス感染症対策の整備については，国が「感染症流行下における学校教育活動体制整備事業」を実施し，保健衛生用品の購入や換気対策整備に係る費用の支援を行っています。県教育委員会では，新型コロナウイルス感染症が５類に移行されたことに伴い，５月８日以降の感染症対策について「留意点」の改定を行いました。引き続き，各学校において適切な感染対策がとれるよう，市町村教育委員会に対し，必要な情報提供や助言を行ってまいります。